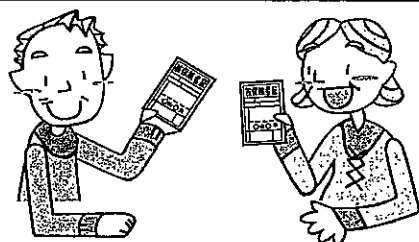


Q3 保険料は、どうやって支払うのですか。

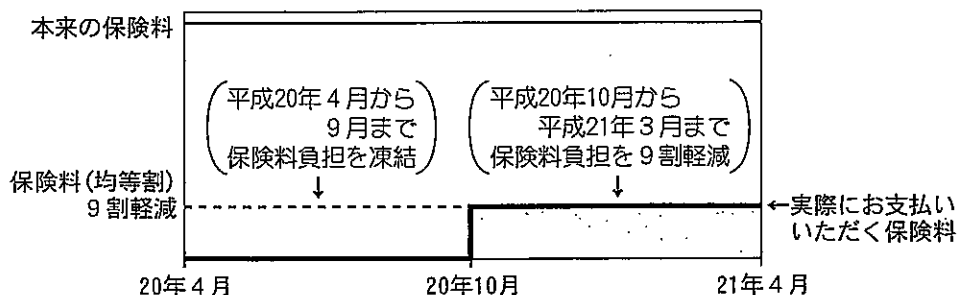
- 保険料は、各都道府県の広域連合において決定されますが、その額は、年金のほか、事業所得など他の所得があればそれも合算した所得額をもとに、全体的な負担能力に応じて決定されます。年金の額だけで保険料の額が決まるわけではありません。
- 保険料は、後期高齢者の方々全員に支払っていただきますが、年金が一定額以上の方は、年金の支払期(偶数月)ごとに、年金から自動的に保険料が支払われます。これにより、自ら金融機関などに出向いて支払っていただく必要はありません。
- ただし、次の方は、年金からは支払われず、各市区町村から通知される納期に、納付書や口座振替などにより、ご自分で保険料を支払っていただくことになります。
 - ① 年金額が、年額18万円未満の方
 - ② 介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が、年金額の2分の1を超える方
- なお、こうした保険料徴収の仕組みの説明や、特に、年金額が低い方など生活にお困りの方が納付相談を受けられる窓口を設けるなど、きめ細かな相談を行ってまいります。

詳しくは、各都道府県の広域連合又は市区町村の窓口にお問い合わせください。



《 制度加入直前に被用者保険の被扶養者であった方の保険料についての特別対策 》

平成19年10月30日に与党において以下の対策がとりまとめられたところであり、政府としてもこれを実施する方針です。



Q4 後期高齢者は、どのような医療が受けられるのですか？
医療の内容が制限されるようなことはありませんか？

○ 後期高齢者医療制度においても、当然ですが、74歳までの方と変わらず、必要な医療を受けることができます。

○ また、後期高齢者は、複数の病気にかかったり、治療が長期にわたる傾向があり、こうした特性を踏まえて、後期高齢者の方々の生活を支える医療を目指します。

○ 例えば、次のような医療が受けられます。

① 糖尿病等の慢性疾患をお持ちの方は、ご希望に応じて、ご自身に選んでいただいた主治医から、継続的に心身の特性に見合った外来診療を受けられます。

なお、後期高齢者の方は、主治医以外の医師にかかっても構いませんし、変更していただいても構いません。

② 後期高齢者の方が在宅で安心して療養生活を送られるよう、退院時の支援や訪問看護の充実、医師や看護師など医療の専門家と福祉サービスの提供者との連携により、在宅での生活を支えます。

③ 後期高齢者の方本人のみならず、家族や医療従事者と共同で、ご本人の希望に沿った、安心できる終末期の医療を目指します。

(別添2)

後期高齢者医療制度の被保険者となる方へのお知らせ(例)

1 保険料額の決定と徴収について

- 後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに、保険料を納めていただくこととなります。

保険料の額は、年度ごとに、その方の「所得に応じてご負担いただく部分(所得割)」と、「被保険者の方に等しくご負担いただく部分(被保険者均等割)」の合計額として、後期高齢者医療制度の運営主体である「後期高齢者医療広域連合」が決定します。

- 保険料の額は、年金のほか、事業所得など他の所得があればそれも合算した所得額をもとに、全体的な負担能力に応じて決定されます。年金の額だけで保険料の額が決まるわけではありません。

- 保険料は、後期高齢者の方々全員に支払っていただきますが、年金が一定額以上の方は、年金の支払期(偶数月)ごとに、年金から自動的に保険料が支払われます。これにより、被保険者の方が自ら、金融機関などに出向いて納付書等で保険料を支払っていただく必要はありません。

- 年金から保険料が徴収される方には、平成20年4月上旬に、次のような保険料に関する通知書が送られてきます。

- ・ 広域連合から、保険料額が決定したことをお知らせする通知書(仮徴収額決定通知書)が送られます。
- ・ 市町村から、特別徴収を開始することを知らせる通知書(特別徴収開始通知書)が送られます。
- ・ また、年金保険者から、年金の支払額に関する通知書(年金振込通知書)が送られますが、その中には、年金の支払ごとに差し引かれる後期高齢者医療の保険料額(支払回数割保険料額)が記載されています。

- 10月以降も年金からの徴収が行われる場合には、再度、〇月に、

- ・ 広域連合から、保険料額が確定したことをお知らせする通知書(保険料額決定通知書)
- ・ 市町村から、特別徴収を行うことを知らせる通知書(特別徴収開始通知書)
- ・ 年金保険者から、年金の支払ごとに差し引かれる後期高齢者医療の保険料

額を記載した、年金の支払額に関する通知書（年金振込通知書）が送られます。

（注）年金からの保険料徴収額は、広域連合及び市町村において計算したものであるため、徴収額に不明な点がある場合は、広域連合又は市町村へご連絡ください。

- ただし、年金額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える方については、年金からの徴収は行われません。その場合には、○月に、
 - ・ 広域連合から、保険料額が確定したことをお知らせする通知書（保険料額決定通知書）
 - ・ 市町村から、保険料の納付をお願いする通知書（保険料納入通知書）が送られます。被保険者の方には、納入通知書とともに送られる納付書や口座振替等の方法により、市町村に対して個別に保険料を納付していただくこととなります。
- 年度途中で後期高齢者医療制度に加入される方は、保険料が月割計算され、被保険者である期間に相当する保険料額が賦課されることとなります。

2 平成20年度（制度施行時）における被用者保険の被扶養者を対象とした特別措置の実施に伴う保険料徴収の取扱いについて

- 後期高齢者医療制度に加入する直前に被用者保険（健康保険や共済組合）の被扶養者であった方については、制度加入から2年間、保険料を「被保険者均等割の半額」に軽減しますが、平成20年度においては、次の特別措置が講じられます。
 - ・ 平成20年4月から9月までは、保険料負担を凍結します。（保険料は徴収されません。）
 - ・ 平成20年10月から平成21年3月までは、保険料を9割軽減します。
- この特別措置に伴い、平成20年度の保険料徴収については、それぞれ次のような取扱いとなりますので、ご注意ください。

① 被用者保険の被扶養者であった方

- ・ 平成20年4月から9月までは、保険料は徴収されません。したがって、4月上旬には、保険料に関する通知書は送られません。

ただし、国民健康保険に加入されていた方で、後期高齢者医療制度に加入する直前に被用者保険の被扶養者となった方については、本来、平成20年4月から9月までは保険料は徴収されませんが、年金からの徴収に関する事務処理の都合により、平成20年4月から、保険料が徴収されることとなります。これらの方々には、被用者保険の被扶養者と確認次第、特別徴収を中止し、既に徴収した保険料のうち平成20年度中に納めていただく保険料額を超えた額について還付させていただきますので、ご了承ください。

- 平成20年10月から平成21年3月までは、被保険者均等割額を9割軽減した額が、原則として、年金から徴収されます。徴収開始に当たっては、10月上旬に、保険料に関する通知書（保険料額決定通知書、特別徴収開始通知書、年金振込通知書）が送られます。

年金からの徴収が行われない方については、納付書や口座振替等により、市町村に対して個別に納付していただくこととなります。徴収開始に当たっては、10月上旬に、保険料に関する通知書（保険料額決定通知書、保険料納入通知書）が送られます。

② 被用者保険の被保険者本人であった方

- 後期高齢者医療制度の施行当初に制度に加入される方は、通常どおりの保険料額となりますが、被用者保険の被保険者本人と確認次第、保険料の徴収が開始されます。原則として、前年の所得額が確定する〇月からの保険料徴収となり、納付書や口座振替等により、市町村に対して個別に納付していただくこととなります。徴収開始に当たっては、保険料に関する通知書（保険料額決定通知書、保険料納入通知書）が送られます。
- 平成20年10月からは、原則として、年金からの保険料徴収が開始されます。年金から徴収される方には、〇月に、再度、保険料に関する通知書（特別徴収開始通知書、年金振込通知書）が送られます。

③ 国民健康保険に加入されていた方

- 平成20年4月から、原則として、年金から保険料が徴収されます。年金から徴収される方には、4月上旬に、保険料に関する通知書（仮徴収額決定通知書、特別徴収開始通知書、年金振込通知書）が送られます。

平成20年10月以降も年金から徴収される方には、〇月に、再度、保険料に関する通知書（保険料額決定通知書、特別徴収開始通知書、年金振込通知書）が送られます。
- 年金から徴収されない方は、納付書や口座振替等により、市町村に対して

個別に納付していただくこととなりますが、原則として、平成20年4月からの徴収は行われず、前年の所得額が確定する〇月からの徴収となります。徴収開始に当たっては、保険料に関する通知書（保険料額決定通知書、保険料納入通知書）が送られます。

(別添3)

65歳以上75歳未満で老人医療の対象となっている方々へのお知らせ(例)

1 被保険者資格について

- 現在、65歳以上75歳未満の方で市町村長の障害認定を受け、老人医療の対象となっている方は、4月からは、後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)の障害認定を受けた方とみなされ、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

この場合、被用者保険に加入されている方は、勤め先を經由して被用者保険の保険者(社会保険事務所、健保組合、共済組合等)に対し、資格喪失の届出(被扶養者の方は被扶養者異動届)を行ってください。

- しかしながら、障害認定の申請を撤回する旨を3月31日までに市町村に申し出ることにより、4月1日以降は後期高齢者医療制度に加入せず、現行の国民健康保険又は被用者保険に引き続き加入することもできます。

この申し出は、3月31日をもって申請を撤回する旨を、3月31日以前のいつでも申し出ることが可能です。この場合、3月31日までは老人医療の対象となります。

- なお、被用者保険に加入されている方が、市町村に障害認定の申請を撤回する申し出を行った場合には、これと同時に、勤め先を經由して被用者保険の保険者(社会保険事務所、健保組合、共済組合等)に対し、障害認定の申請を撤回する申し出を行った旨を届け出てください。

- また、後期高齢者医療制度に加入した後でも、広域連合へ障害認定の申請の撤回を申し出ることができます。その場合には、この申し出を受けて広域連合が障害認定を取り消した日から、後期高齢者医療制度を脱退し、国民健康保険又は被用者保険に加入することになります。

2 保険料負担について

(1) 制度施行前に障害認定の申請を撤回する申し出をされた方について

- 3月31日までに障害認定の申請を撤回する申し出をされた方は、4月以降も、引き続き、現行の国民健康保険又は被用者保険に加入し、各制度の保険料をお支払いいただくこととなります。(被用者保険の被扶養者である方は、

保険料負担は生じません。)

- ただし、1月下旬から3月31日までの間に障害認定の申請を撤回する申し出をされた方は、保険料徴収に関する事務処理上の都合により、原則として、4月に支払われる年金から後期高齢者医療の保険料の徴収が行われます。これらの方々については、6月の年金支払時には保険料の徴収は行われず、〇月に、徴収された後期高齢者医療保険料を還付します。

一方、引き続き加入する国民健康保険又は被用者保険の保険料については、4月以降も、現行と同様に、各制度の保険料をお支払いいただくこととなります。(被用者保険の被扶養者である方は、保険料負担は生じません。)

<すべての65歳以上75歳未満の老人医療受給対象者について特別徴収依頼を行わない場合のお知らせ(例)>

- 3月31日までに障害認定の申請を撤回する申し出をされた方は、4月以降も、引き続き、現行の国民健康保険又は被用者保険に加入し、各制度の保険料をお支払いいただくこととなります。(被用者保険の被扶養者である方は、保険料負担は生じません。)

(2) 制度施行後に障害認定の申請を撤回する申し出をされた方について

- 制度施行後に障害認定の申請を撤回する申し出をされた方については、年金から後期高齢者医療の保険料の徴収が行われている場合には、原則として、保険料徴収に関する事務処理上の都合により、申し出をされてから2ヶ月程度経過した後に、年金からの後期高齢者医療の保険料の徴収が中止されます。なお、後期高齢者医療の保険料は、加入期間に応じて月割り計算され、徴収した保険料が、月割計算された保険料額を超える場合は、その超えた額を還付させていただきます。

また、納付書や口座振替等の方法により個別にお支払いいただいていた方については、原則として、障害認定の申請を撤回する申し出以後に到来する納付月からは、後期高齢者医療保険料を、お支払いいただく必要はありません。

- 障害認定の申請を撤回する申し出を受け、障害認定が取り消された日から、後期高齢者医療制度からは脱退し、それ以後、国民健康保険又は被用者保険に加入し、各制度の保険料をお支払いいただくこととなります。(被用者保険の被扶養者となる方は、保険料負担は生じません。)

【参考】後期高齢者医療制度について

- 後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに保険料を負担していただきます。保険料は、お住まいの都道府県にある後期高齢者医療広域連合が決定し、被保険者全員に支払っていただきますが、年金が一定額以上の方は、年金の支払期（偶数月）ごとに、年金から自動的に保険料が支払われます。被用者保険の被扶養者であった方は、新たに保険料を負担していただくこととなりますが、制度加入時から2年間は、保険料が「被保険者均等割の半額」に軽減されます。なお、平成20年度は、政府において、被用者保険の被扶養者であった方は、最初の半年間は保険料負担を凍結し、残りの半年間は9割軽減した額とする特別措置が講じられます。

また、医療機関での窓口負担は、現行と同様、1割負担（現役並みに所得のある方は3割負担）となり、所得に応じた月ごとの自己負担限度額が設けられます。

- 一方、65歳以上75歳未満の方で老人医療の対象となっている方が、障害認定の申請を撤回する申し出をして、後期高齢者医療制度に加入しない場合には、国民健康保険に加入している方及び被用者保険に加入する被保険者本人の方は、現行制度と同様に、保険料を負担していただきます。（国民健康保険に加入している方は、世帯主を通じて保険料を納付していただきます。）一方、被用者保険の被扶養者である方は、今までと同様に、保険料の負担がありません。

また、医療機関での窓口負担は、65歳以上70歳未満の方は3割負担、70歳以上75歳未満の方は2割負担（現役並みに所得のある方は3割）となり、所得に応じた月ごとの自己負担限度額が設けられています。なお、平成20年度には、政府において、70歳以上75歳未満の方は1割負担に据え置く特別措置が講じられます。

被扶養者情報の提供方法について

被用者保険の被扶養者の保険料負担の特例措置について

後期高齢者一人ひとりが保険料(所得割(所得に応じ負担)と均等割(頭割で負担)の合計額)を負担。

- 被用者保険の被扶養者を除き、後期高齢者の大半は、現に負担している保険料の切替え。
- 新たに保険料負担が生じる方(被用者保険の被扶養者 約200万人)には、特段の配慮。

制度加入後2年間、軽減措置を講じる。

<軽減措置の内容>

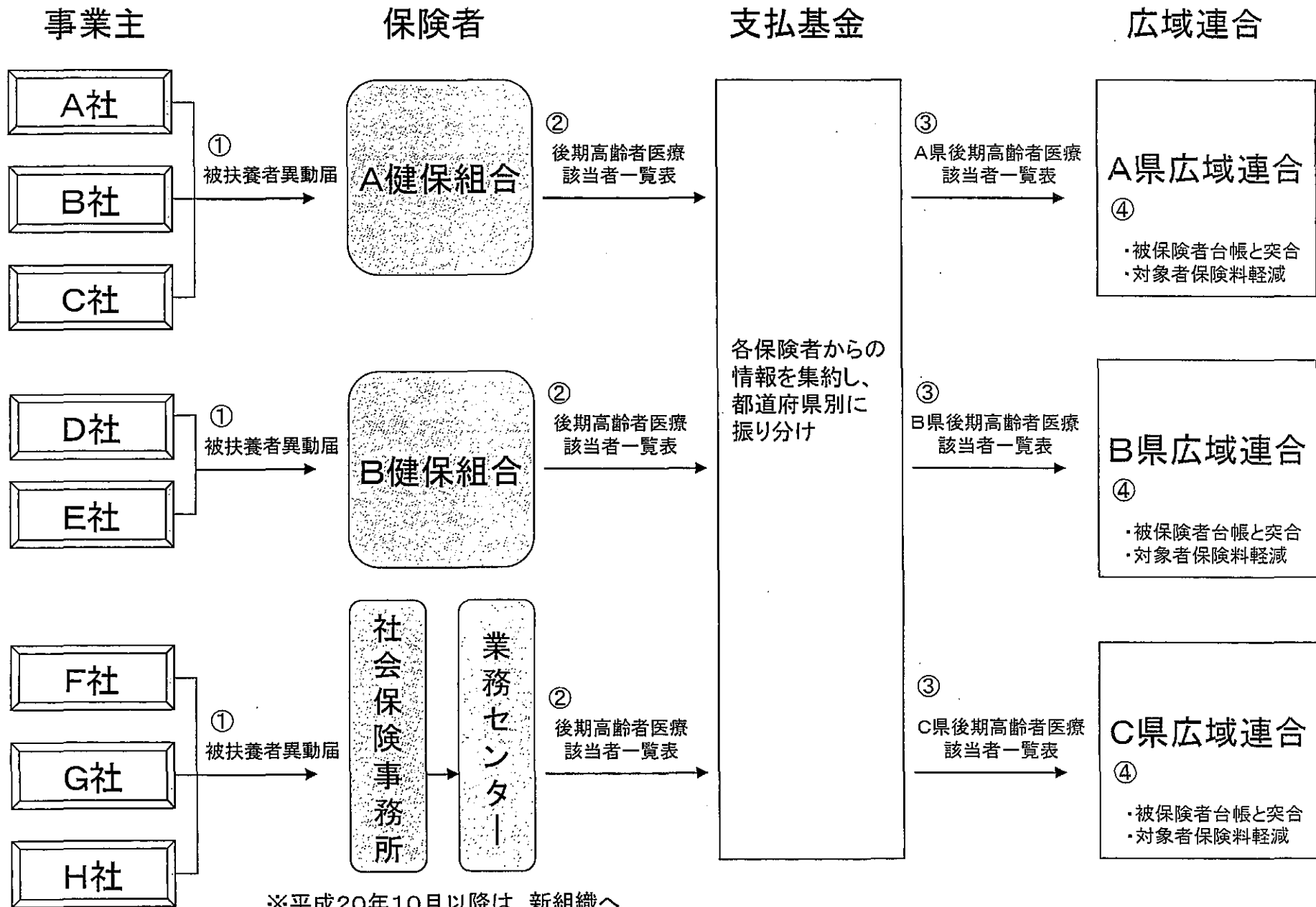
均等割のみを課すこととし、これを5割軽減(低所得の方は7割軽減)



新たな高齢者医療制度を円滑に施行するため、高齢者の置かれている状況に配慮し、激変緩和措置を図りつつ進めるための措置として、上記の軽減措置に加え、次の特例措置を講じる。

- 平成20年4月～9月の半年間は、保険料負担を凍結する。
- 平成20年10月～平成21年3月の半年間は、均等割を9割軽減する。

被扶養者リストの流れ



被扶養者リストの流れ(スケジュール)

○被扶養者リストの基本的な流れは以下のとおり。

- I. 事業主は、資格喪失に該当した被扶養者の被扶養者異動届を、随時保険者へ送付する。
- II. 各保険者は、後期高齢者医療の被保険者となったことにより提出された被扶養者異動届に記載された被扶養者情報を、一覧表(原則、電子媒体)として作成した上で、支払基金へ送付する。
- III. 支払基金は、各保険者より得た被扶養者情報を集約し、都道府県別に振り分けて各広域連合へ送付する。
- IV. 広域連合は、支払基金から送付された情報を被保険者管理台帳(履歴)と突合して、被扶養者であった者を特定し、当該者の保険料額を減額する。

1. 経常時における被扶養者情報伝達スケジュール

経常時におけるスケジュールについては、①保険者において月末締めとする場合が多いこと、②支払基金での処理時間に10日程度要すること、及び③広域連合における月割賦課に係る月次処理が月末であることから、上記 I からIVの事務についてそれぞれ以下のとおりとする。

- I. 随時
- II. 前月1日～前月末日までの資格喪失者に係る被扶養者情報を、各月10日まで※1に支払基金へ送付
- III. 10日までの受付情報を各月20日まで※1に広域連合へ送付
- IV. 各月末日までに月割賦課

※1 土・日・祝の場合は、その前日

2. 制度施行時(平成20年4月)における被扶養者情報伝達スケジュール

制度施行時においては、対象者が多いことにより各保険者及び支払基金の業務量が膨大であることを勘案し、上記 I からIIIまでの事務についてそれぞれ以下のとおりとする。

- I. 随時
- II. 平成20年4月1日資格喪失者に係る被扶養者情報を、平成20年4月15日までに支払基金へ送付
- III. 平成20年4月15日までの受付情報を平成20年4月30日までに広域連合へ送付
- IV. 確定賦課にて減額賦課(暫定賦課を行わない場合)

保 総 発 第 号
平成 20 年 月 日

各 都道府県 老人保健主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省保険局総務課長

被用者保険の被扶養者であった者に係る情報の提供について（案）

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 99 条第 2 項に規定する被扶養者であった被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）については、後期高齢者医療制度において新たに保険料負担が生じることとなることを鑑み、後期高齢者医療の被保険者となった日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、保険料の減額賦課が行われることとなっている。なお、平成 20 年度においては、制度の円滑な制度のため保険料負担を凍結する激変緩和措置を講じる方針である。これらの軽減措置を実施するに当たっては、保険料を賦課する各都道府県の後期高齢者医療広域連合において、当該被扶養者であった被保険者に該当する旨の確認を行う必要があるが、その際、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号）第 116 条の規定により、保険者が被扶養者であった被保険者に係る情報を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）を経由して後期高齢者医療広域連合に対して通知することとされている。この通知に関する具体的取扱いについては、次によることとしたので、貴管下後期高齢者医療広域連合及び市町村（特別区を含む。）に周知徹底を図り、その事務が円滑に進められるよう配意されたい。

記

第 1 通知内容及び通知方式

保険者が支払基金を経由して後期高齢者医療広域連合へ通知する事項は次のとおりであること。

また、通知内容の詳細及び通知方式については、別添を参照されたいこと。

1 氏名、性別及び生年月日

2 被扶養者でなくなった日

第2 通知スケジュール

- 1 保険者から支払基金への被扶養者であった被保険者に係る必要な情報の引渡し期限は、次の(1)又は(2)に掲げる被扶養者であった被保険者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める日とすること。
 - (1) 平成20年4月1日に後期高齢者医療の被保険者となる被扶養者であった被保険者 平成20年4月15日
 - (2) 平成20年4月2日以後に後期高齢者医療の被保険者となる被扶養者であった被保険者 後期高齢者医療の被保険者資格を取得した日の属する月の翌月10日
- 2 支払基金から後期高齢者医療広域連合への被扶養者であった被保険者に係る必要な情報の引渡し期限は、次の(1)又は(2)に掲げる被扶養者であった被保険者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める日とすること。
 - (1) 平成20年4月1日に後期高齢者医療の被保険者となる被扶養者であった被保険者 平成20年4月30日
 - (2) 平成20年4月2日以後に後期高齢者医療の被保険者となる被扶養者であった被保険者 後期高齢者医療の被保険者資格を取得した日の属する月の翌月20日

高齢者医療の確保に関する法律第138条に
基づく被扶養者情報提供に係る方式及び規格

(支払基金 ⇒ 広域連合)

平成20年1月

コンパクトディスク（CD-R）に関する事項

1 記録形式に関する事項

コンパクトディスクの記録形式を固定長SAM（Sequential Access Method）形式とする。

2 媒体関連仕様

(1) 媒体及び物理フォーマット

標準仕様書（以下「TS」という。）X0025-2005の規格に適合する120mmコンパクトディスクを使用する。

注 TSとは、工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下「JIS」という。）として制定するには熟度の低いものについて、迅速かつ適切に開示することにより、オープンな議論を推進し、コンセンサスの形成を促し、JIS化の促進を図るためのものです。

(2) 論理フォーマット

論理フォーマットは後記(3)の(ウ)以外はISO9660形式に準拠する。
書き込みはディスクアットワンス（シングルセッション方式）方式とする。

(3) ファイル構成

光ディスクのファイル構成は以下に規定するものを除きTS X0025-2005に準拠する。

ア ルートディレクトリのディレクトリ項目は以下のとおりとする。

(ア) ボリュームラベル項目の有無は任意とする。

(イ) サブディレクトリ指示項目はあってはならない。

(ウ) ディレクトリ項目のうち使用するファイル項目を以下に示す。
その他の項目は、上記(2)の論理フォーマットの形式に準拠する。

名 前	内 容
ファイル名	“JKA21M0010101_KA21F000”
ファイル拡張名	“SAM_[周期][口付][連番]” ※括弧内は、可変項目とする

注 文字列は、記述する文字を引用符でくくって表現する。

イ その他のディレクトリ項目はすべて空きディレクトリ項目でなければならない。